

福岡県公報

平成31年2月1日
第4064号

目次

告示 (第47号 - 第63号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の再開の届出	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の所在地の変更	(保護・援護課)	4
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	4
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	(環境保全課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
○落札者等の公示	(財産活用課)	7

○落札者等の公示	(防災企画課)	8
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	8
○一般競争入札の実施	(国際政策課)	10
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	13
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	15
○管理理容師資格認定講習会の指定	(生活衛生課)	18
○管理美容師資格認定講習会の指定	(生活衛生課)	18
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	19
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	19
○保安林の皆伐面積の限度の公表	(農山漁村振興課)	20
○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課)	20
○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課)	21
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	21
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	21
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	21
公安委員会		
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催	(警察本部生活保安課)	21
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催	(警察本部生活保安課)	22
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課)		23
内水面漁場管理委員会		
○室見川における水産動植物の採捕禁止区域及び期間	(漁業管理課)	23
○筑後川における水産動物の採捕禁止区域及び期間	(漁業管理課)	23
○コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示	(漁業管理課)	24
○ブルーギルの駆除推進区域の指定	(漁業管理課)	24

雑報

○平成30年度行政書士試験の合格者の発表 (市町村支援課) ……………24

告 示

福岡県告示第47号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年2月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	朝 倉 小石原 線	前	朝倉市須川97番16先から 朝倉市須川74番2先まで	3.0 ～ 5.4	126.3
			後	朝倉市須川97番16先から 朝倉市須川74番2先まで	4.0 ～ 24.7	122.2

福岡県告示第48号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成31年2月1日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
------	-----	-------	-------

柳生128	ヤナガワ整形外科	柳川市三橋町下百町209-4	H 31・1・1
筑紫生歯85	佐々木歯科医院	筑紫野市二日市北二丁目1-1	H 30・12・1
福津生薬42	株式会社大賀薬局 ひまきの店	福津市日蒔野五丁目5-10	H 31・1・1
宰生薬51	モンブラン薬局	太宰府市大佐野三丁目1-9	H 30・12・1
春生薬72	ファーマ春日調剤薬局	春日市須玖北四丁目34番地	H 30・12・1
大川生薬26	あおば薬局	大川市大字三丸485-11	H 30・12・1
田川生訪25	キズナ訪問看護ステーション	田川郡添田町大字添田1242-14	H 30・11・1
嘉麻生訪10	訪問看護ステーションゆたか	嘉麻市鴨生532	H 30・12・1

福岡県告示第49号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成31年2月1日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
宰生歯49	佐々木歯科医院	太宰府市朱雀二丁目29-12	H 30・11・30
飯生歯83	シバタ歯科クリニック	飯塚市本町5-13	H 30・11・27

春生薬56	ファーマ春日調剤薬局	春日市須玖北四丁目34番	H 30・11・30
筑生薬29	つくし調剤薬局	筑後市大字和泉255-95	H 30・12・17
田川生薬23	有限会社ライフ調剤薬局	田川郡川崎町大字池尻881の8	H 30・11・30

福岡県告示第50号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、休止していた指定医療機関から再開の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成31年2月1日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	再開年月日
春生170	小西第一病院 春日クリニック	春日市桜ヶ丘二丁目15番地	H 30・11・21

福岡県告示第51号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成31年2月1日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
春生170	桑野整形外科医院	小西第一病院 春日クリニック	春日市桜ヶ丘二丁目15番地	H 30・11・21

2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
粕生316	医療法人たなか小児科クリニック	糟屋郡新宮町大字三代字須川772-6	糟屋郡新宮町三代西二丁目12-23	H 30・11・17
粕生薬138	イルカ薬局 新宮店	糟屋郡新宮町大字原上1786-4	糟屋郡新宮町三代西二丁目15-24	H 30・11・17
飯生薬155	くすの木薬局	飯塚市横田771-7	飯塚市伊岐須208-5	H 30・12・3

福岡県告示第52号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成31年2月1日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
大野生マ37	岡本 敬子（OFA療養サポートセンター）	大野城市中三丁目15-12	H 30・12・26
小生柔37	須古井 利輝（堺整骨院 小郡院）	小郡市小坂井118-1	H 30・12・17
筑紫生柔85	鎌田 佑貴（堺整骨院 筑紫野院）	筑紫野市光が丘四丁目1-1	H 30・12・1

み生柔27	原田 敬（原田整骨院）	みやま市高田町下楠田1691	H 30・12・14
田川生柔53	山野 圭祐（よねだ鍼灸整骨院）	田川郡川崎町大字田原1113-2	H 30・12・1

福岡県告示第53号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成31年2月1日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
像生柔107	倉永 貴好（たく鍼灸整骨院 城西ヶ丘）	宗像市城西ヶ丘五丁目2-9	H 30・11・30
宗遠生柔16	小柳 裕也（こくあ整骨院）	遠賀郡水巻町梅ノ木団地35-2	H 30・11・30
宗遠生柔36	斉藤 晃成（さいとう整骨院）	遠賀郡遠賀町虫生津南2-1	H 30・12・19
田川生柔42	坂田 泰樹（よねだ鍼灸整骨院）	田川郡川崎町大字田原1113-2	H 30・12・1

福岡県告示第54号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項にお

いてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成31年2月1日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
飯生はき23	上野真司 上野訪問治療院	飯塚市阿恵376-2	飯塚市阿恵234-1	H 30・12・1

福岡県告示第55号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成31年2月1日

福岡県知事 小 川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
櫛毛(3)-1	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
櫛毛(3)-2	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
櫛毛(3)-4	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
櫛毛(3)-5	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
櫛毛(3)-6	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面5に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1から5までは省略し、その図面を川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第56号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第

57号) 第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成31年2月1日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
櫛毛(3)-1	田川郡川崎町大字川崎(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
櫛毛(3)-2	田川郡川崎町大字川崎(別紙図面2に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第57号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年2月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	甘 木 吉 井 線	前	朝倉市杷木志波3365番1 先から 朝倉市杷木志波3370番1 先まで	4.2 ～ 8.2	133.1

			後	朝倉市杷木志波3365番1 先から 朝倉市杷木志波3370番1 先まで	4.2 ～ 12.2	133.1
--	--	--	---	----------------------------------------------	------------------	-------

福岡県告示第58号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

平成31年2月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定する形質変更時要届出区域
大牟田市健老町424番1、424番2及び424番3の全部
- 2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン

四塩化炭素

1,2-ジクロロエタン

1,1-ジクロロエチレン

シス-1,2-ジクロロエチレン

1,3-ジクロロプロペン

ジクロロメタン

テトラクロロエチレン

1,1,1-トリクロロエタン

1,1,2-トリクロロエタン

トリクロロエチレン

ベンゼン

カドミウム及びその化合物

六価クロム化合物

シアン化合物

水銀及びその化合物
 セレン及びその化合物
 鉛及びその化合物
 砒素及びその化合物
 ふっ素及びその化合物
 ほう素及びその化合物
 シマジン
 チオベンカルブ
 チウラム
 ポリ塩化ビフェニル
 有機りん化合物

3 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物
 六価クロム化合物
 シアン化合物
 水銀及びその化合物
 セレン及びその化合物
 鉛及びその化合物
 砒素及びその化合物
 ふっ素及びその化合物
 ほう素及びその化合物

4 規則第58条第5項第9号から第11号までの該当性
 規則第58条第5項第11号（埋立地管理区域）に該当

福岡県告示第59号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年2月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	中 畑 八 屋 線	前	豊前市大字鳥越472番先から 豊前市大字八屋228番1先 まで	10.8 ～ 34.6	1,135.4
			後	豊前市大字鳥越472番先から 豊前市大字八屋228番1先 まで	10.0 ～ 34.6	1,135.4

福岡県告示第60号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年2月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年2月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	中 畑 八 屋 線	豊前市大字鳥越472番先から 豊前市大字鳥越721番1先まで

福岡県告示第61号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年2月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	中 津 線 豊 前	前	豊前市大字八屋359番1先 から 豊前市大字八屋347番1先 まで	13.1 ～ 21.2	148.2
			後	豊前市大字八屋359番1先 から 豊前市大字八屋347番1先 まで	13.1 ～ 27.5	148.2

福岡県告示第62号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年2月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方	県道	宗 像 線 籬 栗	前	宮若市湯原2345番3先か ら 宮若市三ヶ畑225番先まで	2.0 ～ 19.2	2350.9
			前	宮若市湯原2114番1先か ら 宮若市三ヶ畑225番先まで	9.0 ～ 102.5	3392.2
			後	宮若市湯原2345番3先か ら 宮若市三ヶ畑225番先まで	2.0 ～ 19.2	2350.9
			後	宮若市湯原2114番1先か ら 宮若市三ヶ畑225番先まで	9.0 ～ 102.5	3392.2

福岡県告示第63号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年2月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	中 畑 線 八 屋	前	豊前市大字八屋228番1先 から 豊前市大字八屋377番5先 まで	4.8 ～ 16.9	588.1
			後	豊前市大字八屋228番1先 から 豊前市大字八屋377番5先 まで	4.8 ～ 16.9	588.1
			後	豊前市大字八屋228番1先 から 豊前市大字八屋356番1先 まで	10.8 ～ 42.0	528.5

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成31年2月1日

福岡県知事 小川 洋

- 落札に係る物品等の名称
福岡県有施設（14施設）ガス供給
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称

福岡県総務部財産活用課設備管理係 外12箇所	
(2) 所在地 福岡市博多区東公園7番7号 外12箇所	
3 落札者を決定した日 平成31年1月16日	
4 落札者の氏名及び住所 (1) 氏名 九州電力株式会社 (2) 住所 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号	
5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。） 82,578,159円	
6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札	
7 入札公告日 平成30年11月16日	
<hr/>	
公告 落札者等について、次のとおり公示します。 平成31年2月1日 福岡県知事 小 川 洋	
1 落札に係る賃貸借契約の名称及び数量 福岡県原子力防災ネットワーク機器の賃貸借及び保守業務 一式	
2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 福岡県総務部防災危機管理局防災企画課 (2) 所在地 福岡市博多区東公園7番7号	
3 落札者を決定した日	

平成30年12月7日	
4 落札者の氏名及び住所 (1) 氏名 扶桑電通株式会社 九州支店 (2) 住所 福岡市博多区博多駅前一丁目18番7号 博多電気ビル	
5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。） 49,896,000円	
6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札	
7 入札公告日 平成30年10月26日	
<hr/>	
公告 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。 平成31年2月1日 福岡県知事 小 川 洋	
1 調達をする物品等又は特定役務の種類 福岡県パスポートセンター旅券業務一式	
2 競争入札参加者の資格 (1) 競争入札に参加することができない者 ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。） イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札を参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者	

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

ク 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）

コ 営業概要表（様式第5号）

サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）

テ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成31年2月21日（木曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時（当該入札に関する競争入札参加申請書を期日までに提出して確認を受けたものに限る）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成31年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成31年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成31年2月1日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約名称及び数量

福岡県パスポートセンター旅券業務一式

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書のとおり

(3) 契約期間

平成31年4月1日から平成34年6月30日まで

（業務履行期間は、平成31年7月1日から平成34年6月30日までとする。）

(4) 履行場所

福岡市中央区天神一丁目1番1号アクロス福岡3階 福岡県パスポートセンター北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号AIMビル2階 福岡県パスポートセンター北九州支所

久留米市合川町1642番地の1福岡県久留米総合庁舎1階 福岡県パスポートセンター久留米支所

飯塚市新立岩8番1号福岡県飯塚総合庁舎1階 福岡県パスポートセンター飯塚支所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加するものに必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ているもの（平成29年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望する者は、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条第5項の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成31年3月14日（木曜日）現在において、次の(1)から(4)までの条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、入札参加希望業種が業種品目13-09（サービス業種その他（人材派遣））で、「AA」の等級に格付けされている者（入札参加資格申請予定の者も含む。）
- (2) JISQ15001に準拠したプライバシーマークの使用許諾若しくはJISQ27001（ISO27001）に準拠したISMS認証又はこれらと同等の制度によりその認証を取得している者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

(1) 入札事務

福岡県企画・地域振興部国際局国際政策課管理係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号） 092-643-3200（ダイヤルイン）

（FAX） 092-643-3224

(2) 契約事務

入札説明書のとおり

6 契約条項を示す場所

5の(1)の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間

平成31年2月1日（金曜日）から同年2月19日（火曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

5の(1)の部局で交付する。

8 入札提案説明会の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号 地下1階

福岡県庁行政6号会議室

(2) 日時

平成31年2月12日（火曜日）午後2時00分

9 入札参加申込み

(1) 提出書類

競争入札参加申請書

(2) 提出場所

5の(1)の部局とする。

(3) 提出期限

平成31年2月28日（木曜日）午後5時00分

(4) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 入札に係る質疑応答

入札説明書のとおり

11 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

12 総合評価のための提案書の提出

(1) 提出場所

5の(1)の部局とする。

(2) 提出期限

平成31年2月28日（木曜日）午後5時00分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

(4) その他

- ア 入札参加申込みをしていない者は、入札に参加できない。
- イ 提案書等の作成に係る費用は、提案者の負担とする。
- ウ 提案書等は返却しない。

13 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の(1)の部局とする。

(2) 提出期限

平成31年3月14日（木曜日）午後5時00分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

14 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号 南棟9階
福岡県企画・地域振興部会議室

(2) 日時

平成31年3月15日（金曜日）午後2時00分

15 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約の履行（2件以上）を証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提

供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

16 落札者の決定方法

- (1) 最低制限価格及び予定価格の制限の範囲内の価格を入札した者であって、その提案した内容等が仕様書の要求要件を満たしているものでなければならない。

(2) 提案書の評価方法

総合評価のための提案書の提案内容が、仕様書の要求要件に沿った内容であるかを判定し、各項目の評価に応じ、450点の範囲内で得点（以下「技術点」という。）を与える。

ア 評価基準は入札説明書別添「落札者評価基準」のとおりとする。

イ 各項目の評価は、本委託業務への重要性及び必要性に照らし、10点から60点までの配点で設定し、評価ランクに応じた得点を与える。詳細は入札説明書のとおり。

(3) 入札価格の評価方法

入札価格については200点の範囲内で得点を与える。以下の式により換算し、入札価格に対する得点（以下「価格点」という。）とする。

$$\text{価格点} = 200 \times \{1 - (\text{入札価格} \times 1.10) / \text{予定価格}\}$$

(4) 総合評価の方法

ア 技術点450点、価格点200点の650点満点の範囲内で配点を行い、16の(2)及び(3)で算出された技術点及び価格点の合計点数で評価する。ただし、提案書において提案書評価基準に掲げる記載必須項目に1つでも無記載があり、若しくは不適切な内容がある場合又は入札価格が予定価格を超える、若しくは最低制限価格を下回る場合には、失格とする。

イ 提案書において、提案書評価基準に記載されていない項目の内容は、評価の対象としない。

(5) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定方法については、技術点及び価格点の合計点が最も高いものとする。ただし、最高得点者であっても、その者により当該業務が適正に履行されず、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある等の事実が判明した場合は、その者を除いて最高点を得た者を落札者とすることがある。

イ 最高得点者が2者以上になった場合は、当該提案者によるくじ引きで落札者を決定する。この場合において、当該提案者のうち、くじ引きに立ち会わない者があるときは、当該委託事務に関係のない職員を立ち合わせてくじ引きを行い、落札者を決定する。

17 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が15の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

18 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は、暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

19 Summary

- (1) The name of a contract matter
Passport issuance services
- (2) Time Limit of Tenders
5:00 PM. On March 14, 2019
- (3) Contact Point for the Notice
Fukuoka Prefectural Government's Office
7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan.
TEL 092-643-3200

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成31年2月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
高齢者講習等予約受付業務委託
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人と

して使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）

コ 営業概要表（様式第5号）

サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分に

あるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）

テ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成31年2月21日（木曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成31年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成31年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成31年2月1日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

高齢者講習等予約受付業務委託

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 業務委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間

(4) 履行場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争 入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）」に定める 資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成31年3月14日（木曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	07	ソフトウェア開発	A A
13	11	その他	A A

- (2) 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ適確に遂行し得ること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- (5) 過去2年以内に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）と同種の契約実績のある者
- 5 当該契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-641-4141 内線2591
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
平成31年2月1日（金曜日）から平成31年3月12日（火曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 競争入札参加資格の確認
- (1) 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、下記期限までに入札説明書に定める必要書類を、5の部局まで提出し競争入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 提出期限
平成31年3月12日（火曜日）午後5時45分
期限までに必要書類を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加できない。
- (3) 競争入札参加資格の確認結果は、平成31年3月13日（水曜日）の午前9時00分から午後5時45分までに5の部局において受領しなければならない。

- 10 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 提出期限
平成31年3月14日（木曜日）午後5時45分
- (3) 提出方法
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 11 開札の場所及び日時
- (1) 場所
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）
- (2) 日時
平成31年3月15日（金曜日）午後2時00分
- 12 落札者がいない場合の措置
開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。
- 13 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合
- (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札、又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札日の日付がない入札又は日付に誤りのある入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 調達手続の停止等
特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

17 Summary

- (1) Nature and quantity of the service required: A contract for a set of call center services for registration of designated age group drivers' education courses
- (2) Contract Period: From April 1,2019 through March 31,2020
- (3) Place where contents should be discussed and services be provided : Fukuoka Prefectural Police Headquarters
- (4) Time Limit of Tender : 5:45 PM on March 14,2019
- (5) Unit/ Section in charge of the notice: Supply Unit,Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police Headquarters 7-7, Higashi-koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8576, Japan
TEL 092-641-4141 (Ext.2591)

17 概要

- (1) 契約名：高齢者講習等予約受付業務委託
- (2) 契約期間：平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間
- (3) 履行場所：福岡県警察本部

住所 〒812-8576 福岡市博多区東公園7-7

- (4) 入札書提出期限：平成31年3月14日 17時45分
 (5) 入札参加資格審査申請書の入手場所：福岡県庁
 〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7
 電話番号 092-641-4141
 内線 2591

公告

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定に基づき、管理理容師資格認定講習会として次の講習会を指定したので、公告する。

平成31年2月1日

福岡県知事 小川 洋

- 主催者
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
東京都江東区有明三丁目7番26号
- 講習会の会場
福岡生活衛生食品会館
福岡市博多区千代一丁目2番4号
- 受講申込み及び問合せ先
公益財団法人理容師美容師試験研修センター九州ブロック事務所
福岡市博多区千代一丁目2番4号（電話：092-632-4501）

4 講習会の日程

次の日程のいずれかを選択すること。

第1回	平成31年	6月3日（月）、6月10日（月）、6月17日（月）
第2回	平成31年	9月30日（月）、10月7日（月）、10月21日（月）
第3回	平成31年	12月2日（月）、12月9日（月）、12月16日（月）

- 講習会の科目及び時間数
公衆衛生 4時間
理容所の衛生管理 14時間
- 受講予定人数

各回15名

7 受講料

16,000円

公告

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定に基づき、管理美容師資格認定講習会として次の講習会を指定したので、公告する。

平成31年2月1日

福岡県知事 小川 洋

- 主催者
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
東京都江東区有明三丁目7番26号
- 講習会の会場
福岡生活衛生食品会館
福岡市博多区千代一丁目2番4号
- 受講申込み及び問合せ先
公益財団法人理容師美容師試験研修センター九州ブロック事務所
福岡市博多区千代一丁目2番4号（電話：092-632-4501）
- 講習会の日程

次の日程のいずれかを選択すること。

第1回	平成31年	6月3日（月）、6月10日（月）、6月17日（月）
第2回	平成31年	9月30日（月）、10月7日（月）、10月21日（月）
第3回	平成31年	12月2日（月）、12月9日（月）、12月16日（月）

- 講習会の科目及び時間数
公衆衛生 4時間
美容所の衛生管理 14時間
- 受講予定人数
各回135名
- 受講料

16,000円

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項第4号の規定により次のとおり公表する。

平成31年2月1日

福岡県知事 小川 洋

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社大盛産業

(2) 所在地

愛媛県松山市須賀町1番8号

(3) 代表者

代表取締役 松本 茂生

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成31年1月16日

4 処分の理由

株式会社大盛産業は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ハの規定に該当し、法第14条の3の2第1項第4号の規定に該当するに至った。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成31年2月1日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成31年1月17日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 明治屋食品 ジャンボ市 久留米店

(2) 所在地 久留米市東合川五丁目1番3号外

3 建物設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
荒木 正義 久留米市東合川町1072番地	株式会社明治屋食品 代表取締役 後藤 健吉 太宰府市都府楼南四丁目11番1号
吉田 篤 久留米市東合川四丁目5番30号	
株式会社エル・タカノ 代表取締役 牛島 健二 久留米市中央町31番地23	
株式会社光美苑一光 代表取締役 牛島 誠一 久留米市東合川五丁目1番26号	

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社明治屋食品 代表取締役 後藤 健吉 太宰府市都府楼南四丁目11番1号	株式会社明治屋食品 代表取締役 後藤 健吉 太宰府市都府楼南四丁目11番1号
セガミメディアクス株式会社 代表取締役 瀬上 修 大阪府大阪市中央区南船場二丁目70番30号	有限会社ビッグワン 代表取締役 井上 秀俊 久留米市東合川五丁目1番51号
有限会社ビッグワン 代表取締役 井上 秀俊 久留米市東合川五丁目1番51号	有限会社慶寿園 代表取締役 岡本 豊光 久留米市山本町耳納232番地7

有限会社慶寿園 代表取締役 岡本 豊光 久留米市山本町耳納232番地7	株式会社しかた 代表取締役 四方 忠彦 久留米市六ツ門町8番地28
デジタルプリントショップSY 代表者 中村 秀樹 久留米市野中町703番地201	めがねの丸山 代表者 丸山 明宏 久留米市東合川五丁目1番3号
有限会社美容室ルリ子 代表取締役 合原 ルリ子 久留米市東合川五丁目1番58号	
有限会社スマイル 代表取締役 山口 美恵子 久留米市東合川五丁目1番51号	
株式会社しかた 代表取締役 四方 忠彦 久留米市六ツ門町8番地28	
株式会社やまだい 代表取締役 山下 哲生 筑紫野市二日市南三丁目7番8号	

公告

平成31年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を、次のように公表する。

平成31年2月1日

福岡県知事 小川 洋

森林計画区	保安林の種類	単位区域	同一の単位とされる区域	皆伐面積の限度 (単位ヘクタール)
筑後・矢部川	水源かん養保安林	矢部川	筑後・矢部川森林計画区	600.57
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	234.00
〃	水源かん養保安林	筑後川	〃	706.28
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	232.04
福岡	水源かん養保安林	福岡	福岡森林計画区	939.15
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	243.06
〃	干害防備保安林	筑紫野	筑紫野市	1.18

遠賀川	水源かん養保安林	遠賀川	遠賀川森林計画区	1156.94
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	112.14
〃	干害防備保安林	飯塚	飯塚市	0.32
〃	〃	宮若	宮若市	0.22
〃	水源かん養保安林	北九州	遠賀川森林計画区	355.86
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	108.92
〃	水源かん養保安林	今川	〃	827.66
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	246.43
福岡、筑後・矢部川	保健保安林	福岡、筑後川、矢部川	筑後・矢部川森林計画区福岡森林計画区	191.49
遠賀川	〃	北九州、遠賀川、今川	遠賀川森林計画区	284.74

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成31年2月1日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
北九州市	平成28年度から平成29年度まで	地籍図及び地籍簿	小倉南区沼緑町一丁目・二丁目・三丁目、葛原東二丁目、大字沼の各一部	平成31年1月21日
大川市	平成25年度から平成30年度まで	地籍図及び地籍簿	一木の一部	平成31年1月21日
行橋市	平成29年度から平成30年度まで	地籍図及び地籍簿	西宮市五丁目の一部	平成31年1月21日

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成31年2月1日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
北九州市	平成28年度から平成29年度まで	地籍図及び地籍簿	八幡西区大字本城、御開四丁目・五丁目の各一部	平成31年1月21日
柳川市	平成25年度から平成30年度まで	地籍図及び地籍簿	矢加部・立石	平成31年1月21日
田川郡赤村	平成26年度から平成28年度まで	地籍図及び地籍簿	大字赤の一部	平成31年1月21日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年2月1日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市新原字ウシロ987番9
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
古賀市小竹216番地9
嶋崎 豊 嶋崎 春美

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年2月1日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市二森字持柳1541番1、1541番13から1541番17まで、1542番1及び1542番3から1542番19まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
大阪府豊中市新千里西町一丁目1番4号
パナソニックホームズ株式会社
代表取締役 松下 龍二

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年2月1日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡新宮町大字上府字柳ヶ浦111番14から111番16まで並びに大字三代字壁塗1005番6、1005番14、1006番1、1007番、1008番1、1009番1、1009番10から1009番12まで、1010番2、1010番3、1011番3、1012番2、1023番2、1024番から1029番まで、1030番1、1030番2、1031番1から1031番4まで、1031番6、1032番2及び1032番3並びに字向畑1043番2、1044番2、1045番、1045番2、1045番3及び1046番2
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号
新宮町
新宮町長 長崎 武利

公安委員会**福岡県公安委員会告示第12号**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するの

で、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成31年2月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成31年3月27日（水） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

福岡県久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、

その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第13号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成31年2月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成31年3月1日（金） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市戸畑区汐井町2番1号 戸畑警察署 会議室	戸畑警察署
平成31年3月20日（水） 午後1時30分～午後4時30分	糸島市前原中央1丁目6番1号 糸島警察署 会議室	糸島警察署
平成31年3月29日（金） 午後1時30分～午後4時30分	小郡市大板井234番地1 小郡警察署 会議室	小郡警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱の知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第14号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成31年2月1日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成31年4月4日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各日18名
平成31年4月11日（木） 午前9時00分～午後5時00分			
平成31年4月18日（金） 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成31年4月4日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口径 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。

- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

内水面漁場管理委員会

福岡県内水面漁場管理委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、シロウオ産卵場の保護を図るため、室見川における水産動植物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、福岡県内水面漁業調整規則第4条に基づくしろうおやなによる採捕、同規則第43条に基づく試験研究等の採捕及び陸岸からの竿釣り、手釣りについてはこの限りでない。

平成31年2月1日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原口 勝良

1 禁止区域

室見川のうち、次のイ線からロ線までの区域
 イ線 福岡市西区愛宕、室見橋橋幅の中央線
 ロ線 福岡市西区福重、新道井堰の下流端の線

2 禁止期間

平成31年3月1日から平成31年5月31日まで

福岡県内水面漁場管理委員会指示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、ア

ユのそ上の保護を図るため、筑後川における水産動物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

平成31年2月1日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原口 勝良

1 禁止区域

筑後川本流のうち、久留米市小森野堰上流端より上流20メートルから同堰下流端より下流100メートルまでの区域

2 禁止期間

平成31年3月1日から平成31年5月19日まで

福岡県内水面漁場管理委員会指示第5号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

平成31年2月1日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原口 勝良

1 指示の内容

次に掲げるコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）は、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面に放流してはならない。ただし、採捕したコイを同じ場所に放流する場合は、この限りでない。

- (1) 県内外の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面で採捕されたコイ
- (2) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された養殖場等で養殖又は飼育されたコイ
- (3) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）を受け、コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されていないコイ

2 指示の期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

福岡県内水面漁場管理委員会告示第2号

筑後川水系、矢部川水系、今川水系及び祓川水系をブルーギルの駆除推進水域に指定し、これらの水域において次の取組を行う。

平成31年2月1日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原口 勝良

1 取組内容

漁業者による駆除活動及び地域と連携した駆除活動の実施

2 取組期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

雑 報

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により福岡県知事から委任された平成30年度行政書士試験（平成30年11月11日実施）の合格者を平成31年1月30日に次のように発表したので、お知らせします。

平成31年2月1日

一般財団法人行政書士試験研究センター

理事長 磯 部 力

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
7910014	7910246	7910449	7910913	7911443
7910022	7910249	7910453	7910946	7911449
7910027	7910257	7910471	7910956	7911470
7910059	7910261	7910478	7910964	7911474
7910070	7910276	7910495	7910970	7911502
7910071	7910277	7910522	7910996	7911503
7910078	7910281	7910529	7911029	7911518
7910080	7910282	7910541	7911030	7911522
7910081	7910288	7910567	7911059	7911553
7910082	7910298	7910578	7911063	7911554
7910085	7910300	7910580	7911068	7911588
7910098	7910309	7910666	7911076	7911601
7910114	7910311	7910681	7911083	7911602
7910120	7910323	7910691	7911098	7911604
7910133	7910324	7910693	7911113	7911610
7910135	7910336	7910710	7911114	7911681
7910137	7910338	7910716	7911150	7911691
7910140	7910341	7910739	7911152	7911693
7910143	7910346	7910759	7911164	7911701
7910144	7910353	7910762	7911179	7911704

7910149	7910355	7910764	7911194	7911711
7910150	7910357	7910765	7911211	7911714
7910151	7910366	7910768	7911230	7911715
7910155	7910369	7910776	7911246	7911800
7910156	7910381	7910777	7911276	7911808
7910174	7910383	7910779	7911280	7911827
7910180	7910396	7910789	7911290	7911868
7910183	7910402	7910790	7911291	7911869
7910186	7910413	7910804	7911315	7911870
7910190	7910416	7910841	7911355	7911945
7910208	7910420	7910882	7911370	7911960
7910220	7910424	7910889	7911394	
7910226	7910430	7910908	7911415	